

法人名 医療法人 しらつち耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号

所在地 福岡市南区三宅3丁目16番26号

財 産 目 録

(令和 6年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	471,260 千円
2. 負 債 額	158,798 千円
3. 純 資 産 額	312,462 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	430,081
B 固 定 資 産	41,179
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A + B + C)	471,260
E 負 債 合 計	158,798
F 純 資 産 (D - E)	312,462

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
所在地 福岡市南区三宅3丁目16番26号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する新法医療法人)

(令和 6年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	430,081	I 流 動 負 債	21,958
II 固 定 資 産	41,179	II 固 定 負 債	136,840
1 有 形 固 定 資 産	15,686	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	2,380	負 債 合 計	158,798
3 そ の 他 の 資 産	23,113	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	0	I 基 金	7,000
		II 利 益 剰 余 金	
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	305,462
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	312,462
資 産 合 計	471,260	負債・純資産合計	471,260

法人名 医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
所在地 福岡市南区三宅3丁目16番26号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 5年7月1日 至 令和 6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	263,228
2 事 業 費 用	165,808
本来業務事業利益	97,420
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	
事 業 利 益	97,420
II 事 業 外 収 益	3,722
III 事 業 外 費 用	224
経 常 利 益	100,918
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	3,404
税 引 前 当 期 純 利 益	97,514
法 人 税 等	26,539
当 期 純 利 益	70,975

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 5 年 7 月 1 日 至 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
--------	----------------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の
□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市南区三宅3丁目16番26号
-------------	------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 30 年 11 月 19 日
-------------	-------------------

(4) 設立登記年月日	平成 30 年 12 月 26 日
-------------	-------------------

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	しらつち耳鼻咽喉科	4011214543	福岡市南区三宅 3丁目16番26号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 31 日 第3期貸借対照表、損益計算書及び利益剰余金処分承認の件

令和 6 年 6 月 30 日 第5期事業計画案承認

法人名 医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
所在地 福岡市南区三宅3丁目16番26号

※医療法人格理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
理事長 白土 秀樹 殿

私は、医療法人しらつち耳鼻咽喉科の令和 5 会計年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 31 日
医療法人 しらつち耳鼻咽喉科
監事 西 淳一郎